

令和7年小野町議会定例会2月会議

議事日程（第3号）

令和7年2月21日（金曜日）午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告（各部常任委員会委員長）
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第 2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整理に関する条例について
〔討論、採決、以下日程第4まで同じ〕
- 日程第 4 議案第 3号 小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例について
- 日程第 5 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第10まで同じ〕
- 日程第 6 議案第 5号 小野町水道事業資金貸付基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 6号 小野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 7号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 8号 小野町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 9号 小野町子ども家庭センター設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第10号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第6号）
〔討論、採決、以下日程第17まで同じ〕
- 日程第12 議案第11号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第12号 令和6年度小野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第13号 令和6年度小野町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第15 議案第14号 令和6年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第15号 令和6年度小野町文化・体育振興基金特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 令和7年度小野町一般会計予算
〔討論、採決、以下日程第24まで同じ〕
- 日程第19 議案第18号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計予算
- 日程第20 議案第19号 令和7年度小野町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第21 議案第20号 令和7年度小野町介護保険特別会計予算
- 日程第22 議案第21号 令和7年度小野町文化・体育振興基金特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和7年度小野町浄化槽整備事業会計予算
- 日程第24 議案第23号 令和7年度小野町水道事業会計予算
- 日程第25 議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）
〔討論、採決〕

日程第26 議案第25号 権利の放棄について（水道料金）

〔討論、採決〕

日程第27 議案第26号 小野町道路線の認定について

〔討論、採決、以下日程第28まで同じ〕

日程第28 議案第27号 小野町道路線の変更について

日程第29 特別委員会委員長の中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第29まで議事日程に同じ

（追加）

追加日程第1 議員提出議案第1号 議員派遣について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

追加日程第2 議員提出議案第2号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

出席議員（11名）

1番	橋本善雄君	2番	國分順一君
3番	羽生洋市君	4番	會田百合子君
5番	緑川久子君	6番	先崎勝馬君
7番	竹川里志君	8番	宗像芳男君
9番	水野正廣君	11番	中野孝一君
12番	田村弘文君		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	村上昭正君	副町長	管野望君
教育長	有賀仁一君	総務課長	村上昭一君
企画政策課長	西牧英一君	税務課長	佐藤金哉君
町民生活課長	矢吹昌之君	健康福祉課長	赤坂泰秀君
子育て支援課長	先崎秀一君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	鈴木稔君
地域整備課長	矢吹浩司君	教育課長	吉田隆君

会計管理者 味原 廣一 君 代表監査委員 佐久間 金治 君
兼出納室長

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 郡 司 功 次 長 郡 司 治 子
書 記 鈴木 健之 書 記 新 田 晟 也

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（田村弘文君） ただいまから令和7年小野町議会定例会2月会議、第9日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は11名で定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（田村弘文君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（田村弘文君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

6番、先崎勝馬委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 先崎勝馬君登壇〕

- 予算決算常任委員会委員長（先崎勝馬君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

令和7年小野町議会定例会2月会議において予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（田村弘文君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

5番、緑川久子委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 緑川久子君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（緑川久子君） 令和7年小野町議会定例会2月会議において総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整理に関する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁固の区分がなくなり新たに自由刑として拘

禁刑が創設されたことにより、関係する7条例を改正するために整備条例を制定するものです。

次に、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、福島県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、福島県に準じて給料、各種手当について、所要の改正を行うものです。

委員からは、配偶者に係る扶養手当廃止の趣旨や管理職が行う超過勤務の命令体制について質疑がありました。

次に、議案第5号 小野町水道事業資金貸付基金条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、近年の利率変動が顕著であることを踏まえ、貸付日における適正な貸付利率を適用して事業の安定化を図るため、現行の年1.5%を財政融資資金の貸付利率の2分の1の利率に、貸付期間を20年から20年以内へ改正するものです。

委員からは、現時点における財政融資資金の貸付利率について質疑がありました。

次に、議案第6号 小野町個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の略称について、番号法から番号利用法に改正するものであります。

以上が、令和7年小野町議会定例会2月会議において総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（田村弘文君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

4番、會田百合子委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 會田百合子君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（會田百合子君） 令和7年小野町議会定例会2月会議において厚生産業常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第3号 小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例について、健康福祉課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、ろうわ者と手話に対する理解を深め、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段が選択でき、利用しやすい環境づくりを図ることで、全ての町民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して暮らすことができる地域社会を実現するための基本理念を定めるため、条例を制定するものです。

条例には、町の責務、町民、事業者等の役割、町の取組などが規定され、令和7年4月1日に施行するもの

です。

なお、委員より手話通訳士の養成と活用方法について質疑がありました。

次に、議案第7号 小野町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、栄養士法が改正され、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかつたところ、管理栄養士養成施設卒業者については、栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、家庭的保育事業所等外で調理し搬入する方法により行う際に求めている栄養士について、栄養士または管理栄養士と改正し、令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第8号 小野町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町勤労青少年ホームで実施している小野町放課後児童クラブについて、小野町児童館に移行するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、第3条、名称及び場所で規定する実施場所を、小野町勤労青少年ホームから小野町児童館に改正し、令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第9号 小野町こども家庭センター設置条例の一部を改正する条例について、子育て支援課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、小野町こども家庭センター分館において実施している一時預かり事業及び地域子育て支援拠点事業について、小野町児童館に移行するため、所要の改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、第2条、名称及び位置について、分館を削除し、令和7年4月1日から施行するものです。

次に、議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）について、地域整備課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、債務者が死亡した公営住宅家賃に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。権利を放棄するものは、債務者2人、債権額7,629円です。権利を放棄する時期は、議決の日とするものです。

なお、委員より、連帯保証人や相続者への通知、明渡し命令など、法に基づいた事務処理等について質疑がありました。

次に、議案第25号 権利の放棄について（水道料金）について、地域整備課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、前号と同様に、債務者が死亡した水道料金に係る金銭債権の権利の放棄について、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。権利を放棄するものは、債務者14人、債権額148万8,670円です。権利を放棄する時期は、議決の日とするものです。

なお、委員より、滞納状況、催告事務、近隣自治体の対処法などについて質疑がありました。

次に、議案第26号 小野町道路線の認定について、地域整備課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、役場新庁舎整備に伴い、大字小野新町字美売地内から小戸神字坪毛地内に道路を整備するための上程にあったものです。

本路線は、国道349号線から役場新庁舎を接続するための道路であり、延長は600メートル、道路幅員は5.5メートルとするもので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものです。

次に、議案第27号 小野町道路線の変更について、地域整備課長に出席を求め、詳細な説明を受け審議した結果、全委員異議なく可決すべきものと決定いたしました。

本案は、町道第137号長久保線について、現在の起点を、大字飯豊字中田102番1から大字飯豊字沼ノ作15番5に、終点を、大字飯豊字長久保39番左から大字飯豊字長久保45番5にするものです。

路線の変更を行い適切な道路管理を図るため、道路法第10条第2項及び第3項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上が、令和7年小野町議会定例会2月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過です。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（田村弘文君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

これで各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第2号及び議案第3号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第3、議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整理に関する条例についてから日程第4、議案第3号 小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例についてまでの2議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第2号及び議案第3号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第2号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例等の整理に関する条例についてから議案第3号 小野町手話言語及び障がい者コミュニケーション条例についてまでの2議案について一括してお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第3号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第4号～議案第9号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第5、議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第10、議案第9号 小野町こども家庭センター設置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第4号～議案第9号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第4号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第9号 小野町こども家庭センター設置条例の一部を改正する条例についてまでの6議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号から議案第9号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第16号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第11、議案第10号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第6号）から日程第17、議案第16号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）まで7議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第10号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第10号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第6号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第10号 令和6年度小野町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

◎議案第11号～議案第16号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第11号 令和6年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）から議案第16号 令和6年度小野町水道事業会計補正予算（第3号）までの6議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第11号から議案第16号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第17号～議案第23号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第18、議案第17号 令和7年度小野町一般会計予算から日程第24、議案第23号 令和7年度小野町水道事業会計予算まで7議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第17号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第17号 令和7年度小野町一般会計予算についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第17号 令和7年度小野町一般会計予算については原案のとおり可決されました。

◎議案第18号～議案第23号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案第18号 令和7年度小野町国民健康保険特別会計予算から議案第23号 令和7年度小野町水道事業会計予算までの6議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第23号までの6議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第24号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第25、議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）を議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第24号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第24号 権利の放棄について（公営住宅家賃）は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第26、議案第25号 権利の放棄について（水道料金）を議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第25号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第25号 権利の放棄について（水道料金）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（田村弘文君） 起立全員であります。

したがって、議案第25号 権利の放棄について（水道料金）は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号及び議案第27号の討論

○議長（田村弘文君） 日程第27、議案第26号 小野町道路線の認定についてから日程第28、議案第27号 小野町道路線の変更についてまでの2議案を一括して議題といたします。

これより討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第26号及び議案第27号の採決

○議長（田村弘文君） 議案の採決を行います。

議案第26号 小野町道路線の認定についてから議案第27号 小野町道路線の変更についてまで2議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第27号までの2議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（田村弘文君） 日程第29、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

新庁舎建設等検討特別委員会の報告を求めます。

新庁舎建設等検討特別委員会委員長。

9番、水野正廣委員長。

〔新庁舎建設等検討特別委員会委員長 水野正廣君登壇〕

○新庁舎建設等検討特別委員会委員長（水野正廣君） 令和7年小野町議会定例会2月会議において、新庁舎建設等検討特別委員会の活動経過について中間報告をいたします。

新庁舎建設等検討特別委員会につきましては、12月20日に第5回目の委員会を開催し、新庁舎整備室長ほか、担当職員を招き、新庁舎建築に係る基本・実施設計委託業務の今後のスケジュールや敷地造成計画、道路整備計画、用地の取得状況について、具体的な図面を基に詳細な説明を受けたところであります。

また、2月7日に第6回目の委員会を開催し、新庁舎建築基本・実施設計委託業務の設計担当者が選定されたことから、設計業務の提案概要やレイアウト、今後の設計業務の進め方について説明を受け、委員からは新庁舎建設に伴う全体的な予算の提示等について要望があったところであります。

今後、敷地造成や周辺道路整備、交流・定住支援館の取壊し、備品購入等、多岐にわたる業務が本格化してくるものと想定されますが、逐次報告を得ながら、快適に利用することができ、全ての町民から長く親しまれる庁舎の建設のため、特別委員会からの提言を継続して行っていくものと決したことを申し添え、当新庁舎建設等検討特別委員会の中間報告といたします。

○議長（田村弘文君） ただいまの新庁舎建設等検討特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより追加議事の資料を配付いたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時01分

○議長（田村弘文君） 追加議事日程及び議員提出議案第1号から議員提出議案第2号までの議案を配付いたし

ましたが、配付漏れはありませんか。

[発言する者なし]

○議長（田村弘文君） なければ、再開いたします。

◎議員提出議案第1号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第1、議員提出議案第1号 議員派遣についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号 議員派遣について、7番、竹川里志議員の説明を求めます。

7番、竹川里志議員。

[7番 竹川里志君登壇]

○7番（竹川里志君） 議員提出議案第1号 議員派遣について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和7年2月21日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、先崎勝馬、同じく宗像芳男、同じく緑川久子、同じく會田百合子、同じく羽生洋市の各議員であります。

提案理由、地方自治法第100条第13項及び小野町議会会議規則第127条第1項の規定に基づき、議員を派遣するため提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第1号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第1号 議員派遣について質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第1号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第1号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第1号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第1号 議員派遣についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号については原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第2号の上程、説明

○議長（田村弘文君） 追加日程第2、議員提出議案第2号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第2号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、11番、中野孝一議員の説明を求めます。

11番、中野孝一議員。

〔11番 中野孝一君登壇〕

○11番（中野孝一君） 議員提出議案第2号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、小野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり提出する。

令和7年2月21日提出。

提出者、中野孝一、賛成者、水野正廣、同じく宗像芳男、同じく竹川里志、同じく先崎勝馬、同じく緑川久子、同じく會田百合子、同じく羽生洋市、同じく國分順一、同じく橋本善雄の各議員であります。

提案理由、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、引用条文に移動があることに伴い、小野町議会の個人情報の保護に関する条例について、所要の規定整備をするため提出する。

以上であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第2号の質疑

○議長（田村弘文君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第2号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第2号の討論

○議長（田村弘文君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第2号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第2号の採決

○議長（田村弘文君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第2号 小野町議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（田村弘文君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第2号については原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（田村弘文君） これで、定例会2月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（田村弘文君） 令和7年定例会2月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、議員各位、執行部の皆さんの連日のご精励により、9日間の長きにわたり執行部より提出された条例の新規制定及び改正、令和6年度の各会計の補正予算、令和7年度当初予算、権利の放棄、同路線の認定、変更、議員提出2議案など、町政執行上、また、議会活動する上での重要な案件の審議をしていただき、議会運営委員会より示された会期及び議事日程の運営方針どおりに議事することができました。

議員各位及び執行部の皆さんには円滑な議会運営にご協力を賜り、議長として改めて御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、一般質問には5名の議員が登壇し、町の事務事業各般にわたり質問を行いました。執行部におかれましては、一般質問をはじめ、委員会等での質疑、意見、要望等を十二分に踏まえられ、今後の各施策の推進を図られますようご期待いたします。

小野町総合計画の将来像であります「人が輝き みんなでつくる しあわせおのまち」を実現するために、令和7年度当初予算は65億7,000万円と前年比で3億3,300万円の増額予算が編成され、村上町長の下で、将来を見据えたソフト、ハード両事業に多くの予算づけがされております。

特に、懸案事項であります新庁舎建設については、基本・実施設計料、地質調査費、敷地造成費、交流館解体工事費、進入道路の工事費等、多額の予算が計上されております。予算執行を適正に行い、早期の完成を期待いたします。

来月執行される小野町町長選挙と同時に、議会議員の再選挙が執行されます。ぜひ立候補をしていただき、小野町議会本来の姿であります12名の議員による議会活動ができることを期待しております。

住民の安全・安心の確保と福祉の向上はもとより、地方議会が抱えている多くの課題解決に向けて努力していくことが私ども議会の責務でもあります。特に、地域の多様な民意を集約する議会の役割は大きいものであり、若者や女性、経験豊富な方など、多様な人材が参画し、住民に開かれた議会を実現していくことが求められております。

また、前回の定数割れによる無投票当選の結果を踏まえ、議会が抱える諸課題、そして、今後の議会の在り方等については、新しい議員を含め12名の議員でしっかりと議論をまいります。

本定例会は、3月に町長選が執行されるに伴い2月の開催でありましたので、まだまだ寒暖の差が大きい日が続きます。議員各位、町執行部の皆さんにおかれましてはご自愛をいただき、引き続き町政伸展と町民の福祉向上にご尽力くださるようお願いをいたしまして、本定例会閉会のご挨拶といたします。お世話になりました。ありがとうございました。

◎町長挨拶

○議長（田村弘文君） この際、町長から発言があれば、これを許します。

町長。

村上町長。

[町長 村上昭正君登壇]

○町長（村上昭正君） 令和7年小野町議会定例会2月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

今定例議会には、条例制定案件2件、条例改正案件6件、令和6年度各会計補正予算案件7件、令和7年度各会計当初予算案件7件、権利放棄案件2件、道路路線認定、変更案件2件の議案26案件をご提案申し上げましたところではありますが、議員の皆様には連日ご精励いただき、慎重ご審議の結果、全議案ご議決を賜りまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、さらには委員会審議の過程でいただきましたご意見、ご助言に対しましては、趣旨を十分に踏まえまして、今後の町政運営に努めてまいります。

さて、令和6年度も残すところ、あと1月余りとなりました。現在取り組んでおります事業の進捗管理を適正に行い、年度末の完了に向けて鋭意努めてまいります。

来月には、小・中、高等学校の卒業式が行われ、子供たちは期待と不安を胸に新たな一步を踏み出すこととなります。町といたしましては、将来を担う子供たちのため、子育て支援の充実などを図りながら、町総合計画に掲げる将来像の実現に向け、様々な施策を町民の皆様とともに推進しながら、幸せを実感し、住み続けたいと感じていただけるまちづくりを進めてまいります。

結びに、季節の変わり目で寒暖の差が大きい日が続きますので、議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意をいただき、引き続き町政の発展のためご指導、ご支援賜りますようお願い申し上げ、閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。大変お世話になりありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（田村弘文君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時15分